公務員の給与改定に関する取扱いについて

(平成17年9月28日 閣 議 決 定)

- 1 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員 の給与については、去る8月15日の人事院勧告どおり平成1 7年度の給与改定を行うとともに、平成18年度から地場賃金 の適正な反映、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への 反映等の給与構造の抜本的な改革を実施するものとする。
- 2 特別職の国家公務員の給与については、おおむね1の趣旨に 沿って改定等を行うものとする。
- 3 1及び2については、平成17年度の給与改定は新たな追加財政負担は要せず、平成18年度からの給与構造の改革は総人件費の削減に資するものであるが、我が国の財政事情がますます深刻化している下で総人件費改革が求められていることを考慮すれば、行財政改革を引き続き積極的に推進し、総人件費を削減する必要がある。そのため、次に掲げる各般の措置を講じるとともに、本年秋までに総人件費改革のための「基本指針」を策定する。
 - (1) 地方支分部局等を始めとする行政事務・事業の整理、民間委託、情報通信技術の活用、人事管理の適正化等行政の合理化、能率化を積極的に推進する等の措置を講ずる。また、定員については、大胆な再配置を進めるとともに、純減目標を策定し、政府全体を通じた一層の純減の確保に取り組む。
 - (2) 人事院に対し、官民給与比較の方法について、調査対象民間企業の拡大や民間企業における人事・組織形態の変化への対応など、民間賃金の状況をより的確・精緻に反映させるための方策について、専門家の意見も踏まえて早急に総合的検討を行うよう要請する。
 - (3) 国家公務員の退職手当制度について、給与構造の改革と併せて、支給率カーブのフラット化、勤続年数に中立的な形で貢献度を勘案する部分の新設、在職期間長期化に対応する算定方式の特例の導入等の構造面の見直しを行う。

- (4) 独立行政法人(総務省設置法(平成11年法律第91号) 第4条第13号に規定する独立行政法人をいう。以下同 じ。)についても、中期目標設定、評価等について役職員数 も含めた一層の事務運営の効率化を図る。特に、平成17年 度末に中期目標期間が終了する独立行政法人については、 「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決 定)等を踏まえ、中期目標期間の終了に伴う組織・業務全般 の整理縮小、民営化等の検討を進める。さらに、特殊法人等 についても厳しい定員削減を実施する。
- (5) 独立行政法人の役職員の給与改定については、国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表することとする。また、特殊法人等の役職員の給与改定に当たっても、国家公務員の例に準じて措置されるよう対処するとともに、事業及び組織形態の見直しを通じた給与等の適正化を進めるものとする。特殊法人等の役職員の給与等についても、法令等に基づき、公表を進める。
- (6) 地方公共団体に定員の増加を来し、人件費の累増をもたらすような施策を厳に抑制する。
- (7) 地方公共団体の定員については、新地方行革指針(平成17年3月29日)に基づき、過去の実績を上回る総定員の純減を図るよう、引き続き要請する。
- (8) 地方公共団体における地方公務員の給与改定に当たっては、現下の極めて厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、国と同様、行政の合理化、能率化を図るとともに、既に国家公務員又は民間の給与水準を上回っている地方公共団体にあっては、その適正化を強力に推進するため必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

また、国家公務員における給与構造の改革を踏まえ、地方 公務員給与についても速やかな見直しを行うとともに、人事 委員会機能を発揮することなどにより、地域の民間給与の状 況をより的確に反映させるよう要請を行うものとする。